

理工展連絡会憲章

序文

本憲章は、理工展連絡会（以下、連絡会）を規定するために定められたものである。本憲章は、序文、組織目的、早稲田大学理工学術院における理想の学園祭、組織理念、組織原則、規約、改正・発効から成る。

組織目的

連絡会は、以下に示す理想の学園祭を実現するための組織である。

早稲田大学理工学術院における理想の学園祭

- 一、早稲田大学理工学術院を中心とした全学的な祭典の場
- 一、理工学の感動を分かち合い、夢や希望を抱ける場
- 一、多様な文化活動の発表を通じて、早稲田大学の魅力を感じられる場
- 一、様々な体験を通じて、向上や進歩のきっかけを得られる場

組織理念

- 一、連絡会は、理工学術院における理想の学園祭の開催、成功に向けて不断の努力を惜しまず活動を行う
- 一、連絡会は、来場者、参加団体、大学、地域住民などの様々な視点にたって活動を行う
- 一、連絡会は、参加団体に対し中立かつ公正で、個々の主体性を尊重するような活動を行う
- 一、連絡会は、その活動を長期的視点を持って再考し、恒常的な成長のもと、活動を行う

組織原則

一、連絡会は、相互の連携が円滑に行える明快で盤石な組織体制のもと、活動を行う

一、連絡会は、社会的に信頼できる組織体制のもと、活動を行う

一、連絡会は、学園祭の運営を行う団体としての自覚をもち、その責任を果たすべく活動を行う

規約

1. 会員

- 1.1 会員資格
- 1.2 倫理規定
- 1.3 入会
- 1.4 会員の募集
- 1.5 退会
- 1.6 除名

2. 組織体制

2.1 役職

- 2.1.1 代表
- 2.1.2 副代表
- 2.1.3 会計
- 2.1.4 会計補佐
- 2.1.5 局長
- 2.1.6 副局長
- 2.1.7 選挙管理委員

2.2 組織構造

- 2.2.1 三役
- 2.2.2 幹部
- 2.2.3 役員
- 2.2.4 局

2.3 役員・選挙管理委員の欠員・弾劾・辞任

- 2.3.1 役員・選挙管理委員の欠員
- 2.3.2 役員・選挙管理委員の弾劾
- 2.3.3 役員・選挙管理委員の辞任

3. 機関

3.1 機関

3.1.1 総会

- 3.1.1.1 総会の仕組み
- 3.1.1.2 総会の議事

- 3.1.1.3 総会におけるオブザーバー
- 3.1.2 全体集会
 - 3.1.2.1 全体集会の仕組み
 - 3.1.2.2 全体集会の議事
- 3.1.3 幹部会議
 - 3.1.3.1 幹部会議の仕組み
 - 3.1.3.2 幹部会議の議事
 - 3.1.3.3 幹部会議におけるオブザーバー
- 3.1.4 選挙管理委員会
 - 3.1.4.1 選挙管理委員会の仕組み
 - 3.1.4.2 選挙管理委員会の議事
- 3.1.5 特別機関
- 4. 情報倫理
- 5. 財政管理
- 6. 安全管理規約
- 7. 補則

規約

1. 会員

1.1 会員資格

連絡会会員（以下、会員）資格は、早稲田大学理工学術院の学部1～3年生がこれを有する。ただし、1.6に定める除名となった者は会員資格を失う。

1.2 倫理規定

- (1) 早稲田大学理工学術院における理想の学園祭及び組織理念に賛同し、組織原則及び規約を遵守しなければならない。
- (2) 個人的利害又は特定の団体・主体の利害、特定の思想等によって組織理念、組織原則及び活動を害してはならない。
- (3) 連絡会を退会後も、活動を通じて知り得たあらゆる情報を漏洩又は利用してはならない。
- (4) 活動に関わる重要な文書に対し、故意に虚偽の記載をしてはならない。
- (5) 早稲田大学理工学術院における理想の学園祭及び連絡会の信頼を損なうような言動をしてはならない。

1.3 入会

会員となることを希望する者は、倫理規定への賛同及び署名を行ったうえで、募集期間内に入会届を提出しなければならない。3.1.3に定める幹部会議の承認完了をもって会員として登録される。また、代表及び副代表は、その保管に責任を負う。

1.4 会員の募集

- (1) 募集は、新歓期間を中心に、2.2.2に定める幹部が定める期間に行う。
- (2) 会員の募集要項(入会に必要な情報等)は、幹部がこれを定める。

1.5 退会

退会を希望する会員は、原則として、2.2.2に定める幹部が定める所定の期間(以下、退会期間)に、退会の意思を幹部に申し入れる。3.1.3に定める幹部会議の承認完了をもって退会は完了する。ただし、諸事情により退会を強く希望する会員は、特例として、退会期間外でも、幹部会議の承認完了をもって退会することができる。

1.6 除名

(1) 除名の対象

- 1.倫理規定を侵したと判断された会員
- 2.活動上支障をきたすと判断された会員

ただし、2.2.2に定める幹部を除名することはできない。

(2) 除名の手続き

当該会員の除名に賛同する署名を会員が全会員の6分の1以上集めた上で、代表に訴追を申し立てる。7日以内に3.1.3に定める幹部会議に諮り、幹部会議の可決をもって会員の除名を行う。除名となった者は会員資格を失う。

2. 組織体制

2.1 役職

- (1) 連絡会には、2.1.1に定める代表、2.1.2に定める副代表、2.1.3に定める会計、2.1.4に定める会計補佐、2.1.5に定める局長、2.1.6に定める副局長、2.1.7に定める選挙管理委員を置く。ただし、代表・副代表・会計・会計補佐・局長・副局長・選挙管理委員は、会員でなければならない。
- (2) 代表・副代表・会計・局長の選出は、2.1.7に定める選挙管理委員が定める細則に従ってこれを行う。副局長の選出は、局長がこれを指名し、総会の承認完了をもってこれを行う。
- (3) 代表・副代表・会計・会計補佐・局長・副局長・選挙管理委員は、これらを兼ねることができない。
- (4) 代表・副代表・会計・会計補佐・局長・副局長・選挙管理委員は、再任することができない。

2.1.1 代表

代表は、活動を統括し、その責任を負う。

2.1.2 副代表

- (1) 副代表は、代表を補佐する。
- (2) 副代表は、代表に欠員が出た場合、代表の職務を代行する。

2.1.3 会計

- (1) 会計は、連絡会の収支を管理し、責任を負う。
- (2) 会計は、会計補佐を指名する。

2.1.4 会計補佐

- (1) 会計補佐は、会計を補佐する。
- (2) 会計補佐は、会計に欠員が出た場合、会計の職務を代行する。

2.1.5 局長

- (1) 局長は、2.2.4に定める局を統括し、その責任を負う。
- (2) 局長は、副局長を指名する。

2.1.6 副局長

- (1) 副局長は、局長を補佐する。
- (2) 副局長は、局長に欠員が出た場合、局長の職務を代行する。

2.1.7 選挙管理委員

- (1) 選挙管理委員は、選出、再選及び弾劾の投票を、中立かつ公正な視点を持って管理及び運営を行う。
- (2) 選挙管理委員は、代表の定める細則に則り、2人以上選出される。
- (3) 選挙管理委員及び選挙管理委員の任についての経歴のある会員は、選挙管理委員が運営を行う選挙において、投票権を持たない。

2.2 組織構造

2.2.1 三役

- (1) 代表・副代表・会計を三役とする。
- (2) 三役は、2.2.4に定める局に所属しない。

2.2.2 幹部

代表・副代表・会計・局長を幹部とする。

2.2.3 役員

代表・副代表・会計・局長・副局長を役員とする。

2.2.4 局

- (1) 局は、連絡会における実務を行う機関であり、代表、副代表、会計を除く会員は、いずれかの局に所属する。
- (2) 連絡会は、企画局、広報局、財務局、制作局、総務局を設置し、組織運営及び学園祭運営を行う。
- (3) 局異動を希望する会員は、幹部が定める所定の期間に、局異動を望む旨を所属する局の局長に申し入れる。3.1.3に定める幹部会議の承認完了をもって局異動は完了する。

2.3 役員・選挙管理委員の欠員・弾劾・辞任

2.3.1 役員・選挙管理委員の欠員

- (1) 役員に欠員が出た場合、選挙管理委員が定める細則に則り、速やかにこれを選出する。
- (2) 選挙管理委員に欠員が出た場合、代表が定める細則に則り、速やかにこれを選出する。

2.3.2 役員・選挙管理委員の弾劾

役員・選挙管理委員の弾劾は、以下のいずれかの手順に則り、行われるものとする。

- (1) 対象となる役員の弾劾に賛同する署名を会員が全会員の6分の1以上集めた上で、当該代の選挙管理委員に訴追を申し立てる。選挙管理委員は、特別機関を7日以内に設置し、会員全体へ訴追に関する周知を行う。議決方法は、投票による。対象となる役員は、投票者の3分の2以上の賛成をもって免職となる。
- (2) 対象となる役員の弾劾に賛同する署名を幹部が幹部全員の過半数集めた上で、当該代の選挙管理委員に訴追を申し立てる。選挙管理委員は、特別機関を7日以内に設置し、会員全体へ訴追に関する周知を行う。議決方法は、投票による。対象となる役員は、投票者の3分の2以上の賛成をもって免職となる。
- (3) 選挙管理委員の弾劾は、中立かつ公正な選挙の運営に支障があると判断した上で、代表に訴追を申し立てる。その後、代表の定める細則に則り、弾劾を行う。

2.3.3 役員・選挙管理委員の辞任

- (1)辞任を希望する役員は、その意を記した辞表を幹部に提出する。3.1.3に定める幹部会議の承認完了をもって役員の辞任を完了する。
- (2)選挙管理委員の辞任は、正当な理由がなければこれを行えない。

3. 機関

3.1 機関

連絡会は、以下の機関を設置する。

- (1) 総会
- (2) 全体集会
- (3) 幹部会議
- (4) 選挙管理委員

(5) 特別機関

3.1.1 総会

3.1.1.1 総会の仕組み

- (1) 総会は、連絡会の最高意思決定機関である。
- (2) 総会は、3.1.1.2に定める議事を扱い、議決及び承認を行う。
- (3) 総会は、連絡会の全会員により構成され、代表又は副代表は、全会員の3分の1以上の参加により成立を宣言する。
- (4) 総会の運営は、議長1名、副議長1名、書記1名を代表又は副代表が指名する。ただし、議案の発案者は当該議題に関する議長を務めることはできない。副議長は、議長が職務を遂行できなくなった場合に議長の代理を務める。総会終了とともにその任を解かれる。
- (5) 総会の議案は、3.1.3に定める幹部会議の承認完了又は会員による全会員の6分の1以上の署名をもって発議することができる。ただし、憲章改正の議決の場合は3分の1以上の署名をもって発議することができる。
- (6) 総会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成をもって可決とする。ただし、議長、副議長、書記は議決権を持たない。
- (7) 総会の承認は、出席者の過半数の賛成をもって承認完了とする。ただし、議長、副議長、書記は承認権を持たない。
- (8) 総会の意思決定の委任は、これを認める。委任を行う会員は、所定の形式で幹部に提出しなければならない。代表又は副代表はこれらを会場委任として一票と認め、定足数に加えなければならない。
- (9) 総会は、3.1.1.3に定める総会におけるオブザーバーを除き非公開である。
- (10) 総会は、3.1.3に定める幹部会議の承認完了又は全会員の6分の1以上の署名がある場合、14日以内に幹部がこれを招集し、開くことができる。

3.1.1.2 総会の議事

- (1) 議案の議決・承認
- (2) 予算の議決・承認
- (3) 収支報告とその議決・承認
- (4) 決算報告とその承認
- (5) 副局長の承認
- (6) 欠員補充の役員の承認
- (7) 規程の制定に関する承認
- (8) 特別機関の設置に関する承認
- (9) 憲章改正の議決
- (10) 活動に関する議決・承認

3.1.1.3 総会におけるオブザーバー

議長は、総会の運営上、必要に応じて総会へのオブザーバーの参加を許可することができる。ただし、オブザーバーは、議決権及び承認権を持たない。オブザーバーの発言は、議長の要請のある場合、認められる。

3.1.2 全体集会

3.1.2.1 全体集会の仕組み

- (1) 全体集会は、会員に、重要な事項を共有する機関である。
- (2) 全体集会は、3.1.2.2に定める議事を扱う。
- (3) 全体集会は、年1回これを開くことを原則とし、幹部がこれを招集する。

3.1.2.2 全体集会の議事

- (1) 連絡会の体制の説明
- (2) 局概要の説明
- (3) サークル協議会内容の共有
- (4) 年間スケジュールの確認
- (5) 活動に関する必要事項の共有

3.1.3 幹部会議

3.1.3.1 幹部会議の仕組み

- (1) 幹部会議は、幹部の意思決定機関である。
- (2) 幹部会議は、3.1.3.2に定める議事を扱い、議決及び承認を行う。
- (3) 幹部会議は、幹部の原則として幹部によって構成される。
- (4) 幹部会議は、代表又は副代表がこれを招集する。
- (5) 幹部会議の議決は、幹部全員の賛成をもって可決とする。
- (6) 幹部会議の承認は、幹部の3分の2以上の賛成をもって承認完了とする。

3.1.3.2 幹部会議の議事

- (1) 入会の承認
- (2) 局異動の承認
- (3) 会員の退会の承認
- (4) 会員の除名の議決
- (5) 役員の辞任の承認
- (6) 総会の議案発議の承認
- (7) 特別機関設置の承認
- (8) 規程の制定及び改正の提案の議決
- (9) 細則の制定及び改正の議決
- (10) 憲章改正の発議の議決
- (11) 活動に関する事項の議決・承認

3.1.3.3 幹部会議におけるオブザーバー

幹部は、幹部会議の運営上、必要に応じて、特定の議題に関して幹部会議へのオブザーバーの参加を求めることができる。幹部会議へのオブザーバーの参加は、幹部会議の承認完了をもって実施される。ただし、オブザーバーは、議決権及び承認権を持たない。オブザーバーの発言は、代表又は副代表の要請のある場合、認められる。

3.1.4 選挙管理委員会

3.1.4.1 選挙管理委員会の仕組み

- (1) 選挙管理委員会は、連絡会における選挙の管理及び運営を行う機関である。
- (2) 選挙管理委員会は、3.1.4.2に定める議事を扱う。
- (3) 選挙管理委員会は、選挙管理委員がこれを招集する。

3.1.4.2 選挙管理委員会の議事

- (1) 幹部の選出に係る細則の制定
- (2) 役員の欠員・弾劾に係る細則の制定
- (3) 役員の欠員・弾劾に係る特別機関の設置
- (4) その他の選挙に関する細則の制定

3.1.5 特別機関

特別機関は、必要に応じて、幹部会議の承認完了又は総会の承認完了をもって設置することができる。ただし、2.3.2に定める特別機関の設置に関しては、この限りではない。

4. 情報倫理

連絡会は、活動において情報を収集する場合、予め利用目的及び提供範囲を明確にする。収集した情報は、厳正に管理し、紛失、改竄及び漏洩などの防止に努め、情報の共有及び公開は適切な判断の下で行う。

5. 財政管理

連絡会は、財政に関する不正や過失が起こることのないよう務め、必要最低限の収支によって、迅速かつ明瞭な財政運営を行う。

6. 安全管理

連絡会は、活動において、適正な処置を講じることにより事故等を防止し、安全かつ円滑な活動を行う。学園祭運営においては、参加団体、理工学術院をはじめとする関係機関と密な連携を図り、万全な管理を率先して行う。

7. 補則

具体的な取り決めを定めるため、規程及び細則を制定する。

7.1 規程の制定

規程の制定及び改正は、幹部会議の可決又は会員による全会員の6分の1以上の署名をもって提案され、総会の承認完了をもって実施される。

7.2 細則の制定

細則の制定及び改正は、憲章及び規程を犯さない範囲で、幹部会議の可決をもって実施することができる。ただし、3.1.4.2に定める細則に関しては、この限りではない。

改正・発効

(1) 憲章改正

本憲章の改正は、幹部会議の可決又は会員による全会員の3分の1以上の憲章改正に賛同する署名をもって総会に発議され、総会の可決をもって改正を完了する。

(2) 改正憲章の発効

改正された憲章は可決された直後から発効する。ただし、施行日時が定められている場合、これに従う。また、遡及効はこれを認めない。

(3) 発効

本憲章は、2018年3月20日に発効する。

【語句定義】

以下は、本憲章における連絡会による語句定義である。

向上：連続的によりよい方向に変化していくこと

進歩：断続的によりよい方向に変化すること

中立：第三者の立場にいること

公正：各個の事情や状況を鑑み、ことなる条件を加味すること

除名：連絡会から退会させられること

弾劾：役員としての職を解かれること